

岩手県監査委員告示第15号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月29日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和3年5月20日
 - (2) 本監査実施日 令和3年7月7日
- 3 監査結果の公表の日 令和3年8月27日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生活保護費返還金の管理に当たり、債権保全手続に不適切なものが8件、1,483,623円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	債権保全手続が不適切なもの8件のうち3件、375,755円は納入指導を行った。残る5件、1,107,868円は時効が成立したため不納欠損の手続を進めている。 このことを踏まえ、再発防止策として債権管理体制の強化等を図ったほか事務手続に関する研修を実施した。 今後の債権管理にあたっては、債権回収の進捗状況を情報共有し、適時適切に納入指導を実施することにより再発防止を図ることとした。